

令和元年 1 1 月 1 8 日

南相馬市農業委員会
1 1 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年11月18日(月)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	欠			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 本間 健一

3. 出席職員

局長 佐藤 光

主事 平田 幸子

次長 高橋徳比克

主事 米本 一樹

主査 山本 将之

農政課副主査 野地 俊紀

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 5 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 5 3 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 5 4 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 132 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 133 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第 8 議案第 134 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 9 議案第 135 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 10 議案第 136 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 11 議案第 137 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 12 議案第 138 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)
- 日程第 13 議案第 139 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 14 議案第 140 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)
- 日程第 15 議案第 141 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 16 議案第 142 号 現況確認証明願について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議長 それでは、ただいまより、令和元年11月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は10番今野由喜委員、17番佐藤良一委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号13番山内弘巳委員、14番二谷純市委員、15番半谷眞知子委員を指名いたします。

議長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、10月24日から25日まで、南相馬市農業者年金協議会の視察研修が行われ、12名の会員と2名の事務局職員とともに千葉方面への視察研修に参加してきたところであります。次に、11月3日に、令和元年度南相馬市表彰式がプライダル&ホテル ラフイーヌで開催され、自治功労などを受賞された8名の方々を称えてきたところであります。次に、11月15日には、令和元年度福島県下農業委員会大会が福島市のパルセイいざかで開催されました。12名の農業委員と14名の農地利用最適化推進委員とともに参加し、講演の聴講に加え、農業委員並びに農地利用最適化推進委員として「集落話し合い運動」で地域農業を活性化させるための申し合わせの決議をしてきたところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議長 次に、日程第3、報告第52号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第14号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第52号、専決第14号についてご説明いたします。議案書の1ページから3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して、農地売買による所有権移転の申し出がございましたので、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第53号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の16番委員からの報告を求めます。

16番委員 報告第53号について説明いたします。議案書の4ページになります。内容としては、去る10月29日、午前10時30分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室において、出し手人の代理人1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、出し手側から10a当たり36万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については10a当たり36万円が公社が購入することとなりました。売買代金は750万4,200円となり、公社手数料として7万5,000円を差し引き、支払い額は742万9,200円となります。この件は、議案第132号、議案書8ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第54号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第54号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、50年以上にわたり進入路として使用しており、今回、当該進入路へ接続する新たな進入路を設置するに当たり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、亡き妻が平成8年に自宅を新築した際に、常口として整備してしまい、現在も使用しています。今般、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、亡き父が昭和50年代に進入路と車庫を整備してしまい、現在も使用しています。また、平成8年に車庫の隣に焼却炉を設置してしまい、現在も使用しています。今般、事務所の建替えを検討している中で、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号4番

については、平成30年に住宅を新築するに当たり、降雨時の共用通路部分の排水処理が悪くぬかるみ状態になり、工事車両の出入りに支障をきたしていたため、土地所有者と共同で共用通路の両端にU字溝を設置した際に、当該地を含めて施工してしまいました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第132号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第132号についてご説明いたします。議案書の7ページから9ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第132号について説明いたします。今回、所有権移転が1件、利用設定が5件となっております。内容については記載のとおりとなっております。賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第133号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第133号について説明いたします。議案書の10ページになります。3条許可となった所有権移転の取消願出が2件ございます。取消しをする理由ですが、2件とも所有権移転許可の直後に、東日本大震災被災を受けたため、許可を受けた農地で耕作ができず、登記手続も未完了でありました。今回、ほ場整備により、別の担い手がこの農地を利用することとなり、自身が耕作することがなくなったことから許可取消しの願出をするものでございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第8、議案第134号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号3番を先に審議いたします。農業委員法第31条の規定により、農地利用最適化推進委員の鈴木清教委員には、この間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。事務局から申請番号3番の説明を求めます。

事務局 議案第134号申請番号3番についてご説明いたします。議案書の11ページになります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、こちらの案件につきまして許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、ただいまの議案に対しまして質疑があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。鈴木清教委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第 1 3 4 号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 4 号の残り全部についてご説明いたします。議案書の 1 1 ページから 1 4 ページになります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 1 3 5 号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 事務局。議案第 1 3 5 号についてご説明いたします。議案書の 1 5 ページになります。詳細につきましては記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。7 番委員。

7 番委員 申請番号 1 番、2 番について補足説明をさせていただきます。被設定人の方は、郡山市に法人形態を設立しておりまして、現在活動しております。昭和村に、施設園芸ハウス 3 0 棟を保有いたしまして、カスミ草栽培を実施しているほか、葡

萄3ha、オリーブ0.5haと多岐にわたり、今回、県の浜通りの地方におけるカスミ草の実証実験の成果に基づいて、浜通りにもカスミ草ができるという実感を持ちながら、南相馬市に拡大して、カスミ草の周年栽培に意欲を示している方でございます。拠点は小高区の南鳩原地域で約2haほどの土地にハウス20棟を計画し、間もなく新会社を設立する予定の法人形態であります。いろいろとお話をする中で地域に係る関係のことについておただしをしたところ、地域活動にも大いに参画するとともに地域農業者でカスミ草栽培に意欲を持っている方についても大いに技術指導・販売ルートへの普及に努め、ブランド化に貢献したいということのお話がありまして、報告とあわせてご紹介いたします。以上です。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第136号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第136号についてご説明いたします。議案書の16ページから17ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、報告第54号整理番号1番の追認を得るための案件、及び議案第139号申請番号6番関連の案件です。続きまして、申請番号2番については報告第54号整理番号2番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号3番については報告第54号整理番号3番の追認を得るための案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、14番委員。

14番委員 議案第136号申請番号1番について報告いたします。案内図は1ページです。申請内容は記載のとおりです。11月13日午前9時頃、代理人であります行政書士、及び申請人立ち会いのもと、聞き取り、現地調査を行いました。報告第54号整理番号1番の関連、及び議案第139号申請番号6番の関連となります。立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 申請番号2番について、11番委員。

11番委員 議案第136号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページです。去る11月16日、午前11時より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。また、この議案は、報告第54号整理番号2番に関連する案件でございます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第136号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。所在から申請事由につきましては記載のとおりでありまして、報告第54号整理番号3番の関連であります。現地案内図は3ページの です。去る11月14日午後1時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、当該地は申請人の宅地の隣接地にあり、脇には用水路もありますが、土留工事等を行いまして土砂の流入を防ぎます。よって、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 続きまして、申請番号4番について、12番委員。

12番委員 議案第136号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。案内図は4ページです。去る11月13日、午前9時頃より申請人、及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第137号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第137号についてご説明いたします。議案書の18ページ、申請番号1

番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、当初予定していたより多くの土が必要となり、工期が延長されたことから、一時転用期間を延長するための事業計画変更となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第137号申請番号1番についての調査報告をいたします。現地案内図は5ページです。申請者の住所、土地の表示、事業計画の変更事由は記載のとおりです。去る11月13日午前8時より、設定人立ち会いのもと、聞き取り、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。
(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第138号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第138号についてご説明いたします。議案書の19ページから20ページ、申請番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番については、一般住宅、物置、駐車場を建築する目的で転用許可を受けておりますが、転用事業者が計画を断念したことから、承継者が共同住宅、駐車場を建築するため事業計画を変更するもので、議案第139号申請番号1番関連の案件です。続きまして、申請番号2番については、一般住宅、駐車場を建築する目的で転用許可を受けておりますが、転用事業者が計画を断念したことから、承継者が一般住宅2棟、駐車場、通路を建築するため事業計画を変更するもので、議案第139号申請番号2番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第138号申請番号1番について現地調査をいたします。今、事務局から説明ありましたように、議案第139号申請番号1番に関連する案件でありますので、その時に、ご報告いたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号2番について8番委員。

8番委員 議案第138号、申請番号2番については、議案第139号申請番号2番との関連案件でありますので、その時にご報告いたしたいと思います。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第139号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第139号についてご説明いたします。議案書の21ページから23ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、議案第138号申請番号1番関連の案件です。続きまして、申請番号2番については、議案第138号申請番号2番関連の案件で、この転用については、主に一般住宅2棟、駐車場、作業転回広場、通路に使用される予定です。続きまして、申請番号4番については、一般住宅で事業面積が500㎡を超えておりますが、進入路及び法面の面積を除くと有効利用面積が500㎡未満となることから妥当と判断しています。続きまして、申請番号6番については、報告第54号整理番号1番の追認及び議案第136号申請番号1番関連の案件で、この転用については主に新設進入路に使用される予定です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番、4番について、11番委員。

11番委員 議案第139号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この議案は、議案第138号申請番号1番に関連する案件でございます。現地案内図は6

ページです。去る11月16日午前10時より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上であります。

議 長 申請番号4番もお願いします。

11番委員 議案第139号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページです。去る11月16日午後1時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上であります。

議 長 申請番号2番、3番について、8番委員。

8番委員 議案第139号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。なお、この案件は、議案第138号申請番号2番と関連案件であります。申請内容は記載のとおりで、現地案内図は7ページになります。去る11月11日午後4時頃より、譲渡人立ち会いのもとで現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、譲り渡人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。議案第139号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。申請内容は、21ページに記載のとおりで、現地案内図は8ページになります。去る11月11日午後5時頃より、譲渡人及び譲受人の代理人行政書士立ち会いのもとにし、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 続きまして申請番号5番について、12番委員。

12番委員 議案第139号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。案内図は10ページです。去る11月13日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも、満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 続きまして、申請番号6番について、14番委員。

14番委員 議案第139号申請番号6番について報告いたします。案内図は7ページの番となります。申請内容は記載のとおりです。11月13日午前9時頃、譲受人及び代理人であります行政書士立ち会いのもと、聞き取り調査を行い、現地調査を行いました。報告第54号整理番号1番及び議案第136号申請番号1番との関連案件です。立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第140号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第140号についてご説明いたします。議案書の24ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、第1種農地の既存施設拡張事業であり、この転用については主に資材置場、通路として使用される予定です。続きまして、申請番号3番については、転用地は主に資材置場、駐機場、法面、構内通路に使用される予定です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、9番委員。

9番委員 議案第140号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。案内図は11ページです。申請内容は記載のとおりです。去る11月14日午前9時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第140号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。詳細につきましては記載のとおりでありまして、現地案内図は13ページです。土取り事業のための資材置場、駐機場の整備のための転用であります。11月14日午後3時30分より、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、当該地は、周辺は道路、さらには、原野であります。よって、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 申請番号2番について現地調査員の10番今野由喜委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 10番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第140号申請番号2番につきまして、所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は12ページです。去る11月12日午後0時30分頃より行政書士及び譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士及び譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。以上、10番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第141号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第141号についてご説明いたします。議案書の25ページから26ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号2番については、報告第54号整理番号4番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号4番については、物置、仮設トイレ、工事中道路、作業スペース、土砂仮置場、資材置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から8カ月となっております。

ります。続きまして、申請番号5番については、土砂採取地としての一時転用であり、転用期間は許可日から24カ月となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番、3番について、18番委員。

18番委員 議案第141号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。詳細につきましては記載のとおりであります。現地案内図は14ページです。事業拡大のための重機、車等の駐車場、また建設機械の置場設置のための転用であります。去る11月14日午後2時30分より、設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また、現地を調査しました結果、当該地は設定人の宅地、農地、森林に隣接しており、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。続きまして、議案第141号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。詳細については記載のとおりでございます。現地案内図は3ページです。事務所の建築のための転用であります。去る11月14日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地調査をした結果、当該地は、設定人の宅地の隣接地であり、周囲も道路に囲まれております。また、脇に用水路がありますが、土留工事を行い、土砂の流入を止めます。よって立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 続きまして、申請番号2番について9番委員。

9番委員 議案第141号申請番号2番は報告第54号整理番号4番関連の違反追認案件です。顛末書については、添付をしてあります。このことを踏まえ、現地調査を行いましたのでご報告をいたします。現地案内図は15ページです。申請内容は記載のとおりです。去る11月14日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 申請番号4番について12番委員。

12番委員 議案第141号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。案内図は16ページです。去る11月13日午前10時頃より、被設定人立ち会いのもと

と、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等の調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続きます、申請番号5番について13番委員。

13番委員 議案第141号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は17ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。本案件は、土砂採取の開発区域内にある当該農地を一時的に使用するための必要な転用申請であります。去る11月11日午前10時頃より、設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。今回の台風19号及び10月25日の豪雨により、小高区内の各所の土砂採取場で大きく侵食、洗掘流失としている法面が数多く見受けられる状況から、本案件の開発による土砂流出防止のための措置を確認したところ、開発区域末端に30年確率の降雨量に対応する調整池を設置し、上水のみを既設水路に放流する計画としており、また、切り土法面についても、早め早めの法面緑化に心がけるとのことから、適正であると判断いたしました。また、調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第142号、現況確認願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第142号についてご説明いたします。議案書の27ページから28ページになります。申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった21筆すべてについて非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査員を代表いたしまして、7番委員から報告をお願いします。

7 番委員

議案第142号現況確認証明願いについて、ご説明いたします。申請番号1番につきましては、11月5日午後1時30分から申請人、行政書士、6番委員、3番委員、及び事務局職員の6名で調査をいたしたところでございます。現地案内図につきましては18ページから19ページにございますが、この土地につきまして、利用状況は記載のとおりでありますけれども、長年、桑の栽培等をしておりましたが、やめてから、どんどんと遊休化していたということで、現地を踏査したところ、山林化しております、山林と判定をしたところでございます。また、その次の風越についても、高齢化とともに、不耕作となって山林化をしたということでございます。それから、塩塚のほうについても、面積が小さい、それから日照条件も悪く、耕作もしてなくて、山林化をいたしたということでございます。こういうふうな現地踏査等、申請人からの事情聴取をしたところで山林と判定をいたしたものでございます。申請番号2番につきましては、11月5日の午後2時30分から申請人代理人含め5名で調査をしたところでございます。現地案内図につきましては、20ページになっております。昭和50年頃は、これらの耕作をしていましたけれども、大変山奥でございまして、農地でいろんな作物を作る中で、猿や猪の有害鳥獣が大変な被害を多くて、現在に至って、実際には一部山林化にもなっているということで、非農地化として判定をいたしたところでございます。次に、28ページになりますが、申請番号3番は、11月5日午後3時20分から行いまして、申請人代理人ほか6番、3番委員とともに事務局の5名で調査をしたところでございます。現地案内図につきましては21ページになっております。この地区につきましては、利用状況について、記載のとおり高齢化と労力不足ということもありまして、どんどんと遊休化になっていたということで、特に迫田であって、なおかつ、農地の南側部分は山林で覆われているという条件の土地でありまして、この地域についても、非農地化という判定をしたところでございます。次に、申請番号4番について、これまでは畑で、昔は桑等の栽培をしていたようでございます。後継者の問題、労力不足が伴って、不耕作となって、雑木が生い茂り山林化したということでございます。したがって、現地調査の結果、非農地と判定をしたものでございます。申請番号5番につきまして、申請番号4番の隣でございましたが、これも申請番号4番と同じように、もともと畑で桑等を栽培していたということであります。しかし、その後の休耕が続いて、あるいは労力等を含めて、なかなか農地として利活用できなかったということで、現状は山林化をしているという状況でございます。このような状況の中で非農地と判定をしたところでございます。以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたし予定いたしました報告3件、並びに議案11件、合わせて14件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の11月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でございました。

(終了)

閉会 午後2時30分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和元年11月18日

議事録署名人(13番・ヤマウチ ヒロミ)

議事録署名人(14番・フタツヤ ジュンイチ)

議事録署名人(15番・ハンガイ マチコ)